

## 令和2年度第1回総会（月例）議事録

日 時	令和2年4月28日（火） 午前10時開会																								
場 所	市役所本館2階 講堂																								
出席委員 (17名)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> </tr> <tr> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>永尾 寛</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>室屋 智美</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥丸 俊秀</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	有村 浩一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛	中村 秀彦	堀之内 薫	室屋 智美		岩元 節朗		園山 一則		弟子丸 宗一		鳥丸 俊秀		鳩宿 隆雄		福永 大悟		横峯 明人
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																								
有村 伊智博	有村 浩一																								
堂免 修	豊留 辰男																								
永尾 寛	中村 秀彦																								
堀之内 薫	室屋 智美																								
	岩元 節朗																								
	園山 一則																								
	弟子丸 宗一																								
	鳥丸 俊秀																								
	鳩宿 隆雄																								
	福永 大悟																								
	横峯 明人																								
欠席委員 (2名)	上四元 正昭      仮屋 幸孝																								
事 務 局	<p>事務局長    木口屋</p> <p>主 幹        新地</p> <p>支局主任    児之原</p> <p>専門員      井上、矢崎</p> <p>主 査        安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊</p> <p>主 任        鮫島、山本、平川</p>																								
農政総務課	<p>主 査        浜田</p> <p>技 師        遠矢</p>																								
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 買受適格証明願に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>9 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</li> </ol>																								
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> </ol>																								

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第1回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>松 元 支 局</p>	<p>資料の修正についてお知らせです。</p> <p>議案書の9ページ、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」の番号12号は、議案書発送後取下げの申し出がありましたので、削除をお願い致します。それに伴い、表紙の15件を14件に修正をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>本日は、審議に入ります前に、4月1日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、木口屋事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>（木口屋事務局長から各支局の支局主任並びに職員紹介）</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、仮屋委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、堀之内委員、福永委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題6.「買受適格証明願に関する件」、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 13 件</b>	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。 番号 1 号、譲渡理由：贈与、譲受理由：受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、伊敷、6 番委員お願いします。
6 番委員	ご報告します。 番号 2 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 3 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 4 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 5 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。 番号 6 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 7 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、東桜島、17 番委員お願いします。
17 番委員	ご報告します。 番号 8 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、18 番委員お願いします。
18 番委員	ご報告します。 番号 9 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 10 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、10 番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。 番号11号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。 番号12号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 番号13号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b> <b>5ページ 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、吉野、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号1号、用途・施設：住家1棟111.79㎡、庭敷地等346.21㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…里道、西…本人畑、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。  これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件

6 ページ～9 ページ 14 件

<p>議 長</p>	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14委員お願いします。</p>
<p>14番委員</p>	<p>ご報告します。 番号1号、用途・施設：建売住宅2棟109.30㎡、庭敷地等356.70㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…宅地、西…渡人田、南…水路、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。 雨水の水路放流および農道からの出入りについては、申請地南側の水路に橋ふたを仮設することで、水路管理者と協議中でございます。 番号2号、住家1棟67.90㎡、庭敷地等157.10㎡、東・南…宅地、西…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号3号、住家1棟92.74㎡、庭敷地等482.26㎡、東…里道、西・北…宅地、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。 転用面積は、575.00㎡になっておりますが、申請地は、東・南側が隣地より高く、西・北側が隣地より低くなっており、高低差はそれぞれ約2mから3mあるため、崖地規制により建築可能な有効面積は、240.46㎡になります。 番号4号、住家1棟76.18㎡、庭敷地等262.88㎡、東…河川管理道路、西…水路、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…河川管理道路側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号5号、住家1棟104.34㎡、庭敷地等266.40㎡、東…渡人畑、西・南…市道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。 番号6号、通路53.00㎡、東…受人田、西・南…水路、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。 雨水の水路放流および里道からの出入りについては、申請地西側の水路に橋ふたを仮設することで、水路管理者と協議中でございます。 番号7号、建売住宅1棟105.99㎡、庭敷地等149.01㎡、東・北…他人田、西…水路、南…渡人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。 雨水の水路放流および里道からの出入りについては、申請地西側の水路に橋ふたを仮設することで、水路管理者と協議中でございます。 以上です。</p>

議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、住家1棟118.83㎡、庭敷地等337.17㎡、東…私道、西…雑種地、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、住家1棟65.41㎡、庭敷地等240.59㎡、東…宅地、他人畑、西…市道、南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟108.89㎡、庭敷地等320.11㎡、東…雑種地、西…里道、宅地、南…渡人畑、他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、クヌギ80本456.00㎡、東…宅地、水路、西・北…山林、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、建売住宅2棟111.37㎡、庭敷地等592.63㎡、東…他人畑、西・北…山林、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、駐車場1,000.00㎡、通路430.00㎡、転回場2,095.10㎡、東…宅地、雑種地、西…他人畑、山林、南…里道、北…県道、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、渡人が平成15年頃から農地へ侵入するための通路として転用していたもので、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、牛舎1棟306.90㎡、倉庫1棟252.00㎡、運動場604.50㎡、ロール置場350.00㎡、転回場等3,578.60㎡、東…水路、西…山林、南…貸人田、北…雑種地、境界…コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…堆肥舎、使用貸借権。</p> <p>なお、本件については、事務局から補足説明をさせていただきます。</p>
郡山支局	<p>この件について、補足して説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、郡山支所から、北西へ約10kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当し、最も近い住家とは約2km離れています。</p> <p>借り人は、貸し人本人が経営する合同会社であり、育成牛110頭、生産牛20頭を飼育しており、今回、申請地を借り受け、規模拡大のため、牛舎や倉庫などを建設するため転用を行うものです。</p> <p>汚水は、堆肥舎となっておりますが、牛の尿は、おが屑を使い、糞とともに既存の堆肥舎に運搬します。</p> <p>また、運動場は、生産牛の運動場として、また、新規導入時の若牛を環境に慣れさせるため、3区画程度に仕切り使用する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9番委員	番号1ですが、受け人は会社のようなのですが、住宅会社ということによろしいのですか。
事務局	はい、そうです。
9番委員	<p>わかりました。</p> <p>それと、番号6ですが、用途が道水路・鉄道用地となっておりますが、道水路というのはあっているのですか。これはどういうことか説明をお願いします。</p>

事務局	<p>この用途の区分につきましては、新しく稼働しました農地台帳システムの中で、国が統計を取るためにこの区分を設定したものでございまして、この道水路、鉄道用地というのは、転用の目的が道路であったり、もしくは水路である、鉄道の用地である、いずれかに該当する場合は、この用途区分でもって入力してくださいという指示になっております。</p> <p>今回は鉄道用地ではないのですが、道水路のうちの道路に該当するものになりますので、この用途の区分を採用し、入力したものでございます。</p>
9 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号15号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b> <b>10ページ 2件</b>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉野、吉田地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題5. 非農地認定に関する件</b> <b>11ページ～13ページ 9件</b>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>審議の前に、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>先月の3月総会での質問として「コサン竹の名称はなかったと思うが。」との照会がありましたが、この点につきまして報告させていただきます。</p> <p>28年6月の総会において、「コサン竹」の正式な名称については「ホテイチク(布袋竹)」であること、鹿児島県におきましては、「コサンダケ」と呼ばれていることを案内しており、以後「コサンダケ」の名称を使用することで整理しております。</p> <p>ちなみに28年7月以降の非農地証明願い及び非農地判定における「コサンダケ」の判定状況につきましては、28年度8月、11月、2月総会、29年度5月、11月、1月総会、30年度5月、6月、8月、11月、2月総会、令和元年度4月、5月、8月、11月、2月、3月総会、以上において、表記がございます。</p> <p>以上でコサンダケの名称に係る報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、本局、9番委員をお願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、西別府町の市街化調整区域内にあり、申請人は、申請地を約25年前に5条許可により取得し所有権移転は行ったものの、転用行為がないまま現在に至っております。</p> <p>今回経緯書添付のうえ、非農地証明願いが提出されたものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、谷山、14番委員をお願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、46年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：3038-6：住家1棟、32年経過、現況宅地。3038-7：住家2棟、45年経過、現況宅地。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、伊敷、6番委員をお願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、東桜島、17番委員をお願いします。</p>

1 7 番 委 員	ご報告します。 番号7号、調査結果：住家1棟、46年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	ご報告します。 番号8号、調査結果：店舗1棟、13年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号9号、調査結果：通路として55年経過、現況道路。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題6. 買受適格証明願に関する件</b> <b>14ページ 2件</b>	
議 長	次に、議題6.「買受適格証明願に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 14ページ、番号1、2号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件及び関係する案件でございます。 従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。  (7番委員離席後)  それでは、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>番号1及び番号2は同一の農地に係る案件ですので、一括してご説明します。</p> <p>所轄裁判所は、鹿児島地方裁判所 競売事件名は、平成29年(ケ)第87号</p> <p>入札期間は、令和2年5月7日から令和2年5月14日まででございます。申請地は農用地区域にあり、地目は登記上が畑、現況は樹園地、面積は1,993㎡でございます。</p> <p>また、2件の申請に係る願い出人はいずれも認定農業者であるとともに、農地法第3条に係る「買受適格証明願い」でございます。</p> <p>申請地取得後は、現在植付中の茶を継続して肥培管理し、加工販売または生葉農家としてそれぞれ営農予定です。今回の願い出人はいずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>なお、本件につきましては、買受適格証明書の交付を受けた申請人が、後日落札者となり、農地法3条許可審査を行う場合において、今回の買受適格証明書の交付時と許可内容が異なっていないと認められる時は、農業委員会会長の判断で処理できる旨の議決も、併せてご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>適格証明を出すことについては、異議はありません。ただ聞いておきたいのですが、申請事由の中に売却基準価額58万円というのがありますが、この額は、1,993㎡の額とみていいですか？</p>
事 務 局	<p>ただ今の件につきまして、説明します。</p> <p>売却基準価額58万円につきましては、この申請の農地全体につきまして、鹿児島地方裁判所が設定したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かありませんか。</p> <p>〔「11番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、11番委員どうぞ。</p>

1 1 番 委 員	これは2人がお互いに証明願を偶然に同時に出したということによろしいでしょうか。
議 長	こういう物件が出たから、入札で決まるので、高い方が落札するんです。最低価格です。これに達しないと恐らくだめだと思います。 それでは、よろしいでしょうか。
1 1 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「買受適格証明願に関する件」、2件につきましては、適格があるものと認め、また後段についても議決するものといたします。  次の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。  (7番委員着席後)
<b>議題7. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>15ページ～33ページ 35件</b>	
議 長	次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 20～21ページ、番号10、11号につきましては、18番委員自身が役員 の農地所有適格法人が、22ページ、番号13、14号につきましては、12番 委員自身が代表の農地所有適格法人が、32ページ、番号33号につきましては、 7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、18番委員、12番委員、7番委員におかれましては、農業委員 会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、 順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにしま す。 まず、18番委員におかれましては、離席をお願いします。  (18番委員離席後)  それでは、番号10、11号につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 資料の20～21ページをお願いします。 番号10、11号、地目、現況ともに畑、面積は計2,040㎡、権利の種類は賃借権、区分：10号は更新、11号は新規。 令和2年4月30日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号10、11号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 次の案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。12番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(18番委員着席、12番委員離席後)</p> <p>それでは、番号13、14号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>引き続き、議事参与の制限の案件について、ご説明します。 資料の22ページをお願いします。 番号の13、14号、地目、現況ともに田、面積は計1,505㎡、権利の種類は賃借権(ちんしゃくけん)、区分：いずれも新規。 令和2年4月30日公告予定です。 これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号13、14号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願いします。7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(12番委員着席、7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号33号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>引き続き、議事参与の制限の案件について、ご説明します。 資料の32ページをお願いします。 番号の33号、地目、現況ともに田、面積は2,365㎡、権利の種類は賃借権、区分：新規。 令和2年4月30日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号33号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの30件及び先ほどの5件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の15ページをご覧ください。</p> <p>「議案第7号」、令和2年4月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。</p> <p>賃借権26件、35筆、40,908.00㎡。使用賃借権9件、12筆、12,314.00㎡。合計35件、47筆、53,222.00㎡です。</p> <p>資料の16から33ページは、農用地利用集積計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9番委員	<p>27ページ、番号24ですが、借受人は適格法人になっているのでしょうか。どういう形で申請が認められるのかを説明願います。</p>
事務局	<p>只今の質問についてお答えします。</p> <p>まず、農地所有適格法人ですが、一般的に申し上げますと法人が農地を取得することは、農地法上禁止されているところですが、主たる業務が農業もしくは農産物加工等の関連事業である、あと役員の要件、これらの要件を満たす場合は、農地所有適格法人として例外的に農地の保有が認められるという制度でございます。今回の番号24ですが、いわゆる農地所有適格法人ではない、一般の法人でございます。ただし、今回の場合では農地の取得ではなく、農地の借り入れとなりますので、この場合には、一定のルールさえ、基準に則ってさえいけば、いわゆる一般法人の借り受けというものは可能でございます。</p> <p>今回は賃貸借権の設定でございますので、基盤法の19条の適用は可能なケースでございます。</p>
9番委員	<p>今までも借受人が経営している田や畑というのは全然ないということよろしいのですか。</p>
事務局	<p>只今の意見について、説明いたしますと、借受人の経営面積の欄を見ていただきますと、これまで農地を取得したことはない形になりまして、改めて、2,000㎡を超える農地の借り入れをするものでございますが、この法人につきましては、もともと畜産業を営んでいたということで認定農業者の認定は受けていたところでございます。</p>

9 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かありませんか。  〔「7番委員」挙手あり〕  はい、7番委員どうぞ。
7 番 委 員	今、事務局から説明がありましたけれども、借受人の株式会社の役員には、貸付人が入っているということですか。
吉 田 支 局	貸付人が役員として入っております。
7 番 委 員	この新しい株式会社は今出来て、一応使用貸借という形で借りて営農していくということですね。分かりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
<b>議題8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料2 1件</b>	
議 長	次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、位牌堂、駐車場 4. 現況、申出地は、本名町谷上地区にあり、吉田支所から南西へ約2.5kmに位置し、東側は農道、西側は他人畑、南側は墓地、北側は農道、他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題9. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</b>	
議 長	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、桜島、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、牛舎</p> <p>4. 現況、申出地は、桜島藤野町東原地区にあり、桜島支所から南へ約0.1kmに位置し、東側は本人畑、西・南側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、変更後の用途は牛舎であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 34ページ～35ページ 2件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。34ページです。 照会日：令和2年3月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年3月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、谷山、事務局お願いします。
谷山支局	報告します。35ページです。 照会日：令和2年3月30日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年4月13日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 36ページ 1件</b>	
議 長	次に、報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。36ページです。 照会日：令和2年3月27日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年4月20日 鹿児島市長へ報告済。 以上です。
<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 37ページ～38ページ 6件</b>	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>37ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は6件です。</p> <p>登記地目別では、田17筆、11,451.00㎡、畑26筆、11,157.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が6件。権利の種別は、所有権が6件。農業委員会によるあっせん等は、無が6件となっております。</p> <p>38ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b></p> <p><b>39ページ～46ページ 17件</b></p>	
事務局	<p>次に、39ページをお開きください。</p> <p>報告事項4、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。</p> <p>第4条関係は、「一般住宅」が4件です。</p> <p>40～41ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>元に戻っていただき39ページをお願いします。</p> <p>第5条関係は、上から順に「一般住宅」7件、「共同住宅」1件、「駐車場」1件、「資材置場」3件、「店舗等」1件で、合計13件です。</p> <p>資料の42ページ～46ページは、第5条の届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>5. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</b></p> <p><b>別冊資料3</b></p>	
議長	<p>次に、報告事項5「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の2月分については、訪問戸数174戸、うち不在36戸、調査回答戸数146戸、貸出希望5戸97.10アール、借入希望3戸60.00アール、貸出実績、借入実績及び中間管理事業活用実績は、ともにありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,516戸、うち不在215戸、調査回答戸数3,289戸、貸出希望178戸3,916.05アール、借入希望37戸1,809.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績7戸78.98アール、中間管理事業活用実績46.17アール。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>・令和2年度第2回総会（月例）開催日時は、 5月28日（木）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室です。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時55分）</p>